## 内部質保証の方針

平安女学院大学(以下、「本学」という。)では、内部質保証の方針を次のとおり定める。

## 1 内部質保証の目的

平安女学院大学の建学の理念の実現に向けて、教育研究および管理運営等に関する自己 点検・評価を実施し、その結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを継続的に行うことに より、教育研究水準の向上を図り、自らの責任でその質を保証する。また、社会に対する説 明責任を果たすため、自己点検・評価結果および外部評価結果を公表する。

## 2 内部質保証の実施体制

- (1) 本学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、学長を委員長とする平安女学 院大学自己点検・評価委員会(以下、「委員会」という。」とする。
- (2) 各学部、大学各附属施設及び事務組織の各部署等(以下、「各部門」という。)は、 基準に沿って自己点検・評価を実施し、報告書を委員会に提出する。また、委員会 は各部門から提出された報告書をもとに、大学全体の自己点検・評価報告書を作成 する。
- (3) 委員会は、大学全体、各部門の報告書を検証し、必要に応じて改善を求める。
- (4) 各部門は、委員会から求められた改善内容に基づき、改善のための施策を実行する。
- (5) 自己点検・評価の結果をはじめ、本学の教育の質及び大学全体の質の状況等について、ホームページ等を通じて積極的に公開する。